

令和6年6月24日

入札参加者 各位

新潟市財務部契約課長
(担当：工事契約係)

災害復旧工事における現場代理人の兼任緩和について

令和6年3月22日付け契約課通知「現場代理人及び技術者等の適正配置について(一部改正)」にて、現場代理人の他工事との兼任についてお知らせしているところですが、令和6年能登半島地震による災害復旧工事における現場代理人の兼任要件について、下記の通り緩和します。

記

1 変更内容

○変更前

令和6年3月22日付け契約課通知「現場代理人及び技術者等の適正配置について(一部改正)」

1. 現場代理人について (2)他の工事との現場代理人の兼任

①本市発注の工事（新潟市水道局発注工事を含む）で、当初契約金額の合計が8,000万円未満の工事（1件4,000万円未満、工種は問わない）5件まで兼任を認めます。この場合の合計金額は、当初契約金額の合計金額で判断し、変更により合計金額が規定額を超えても継続して兼任できます。

○変更後

①本市発注の工事（新潟市水道局発注工事を含む）で、当初契約金額の合計が8,000万円未満（令和6年能登半島地震による災害復旧工事を含む場合は1億2,000万円未満）の工事（1件4,000万円未満、工種は問わない）5件まで兼任を認めます。この場合の合計金額は、当初契約金額の合計金額で判断し、変更により合計金額が規定額を超えても継続して兼任できます。

2 適用日 令和6年7月1日